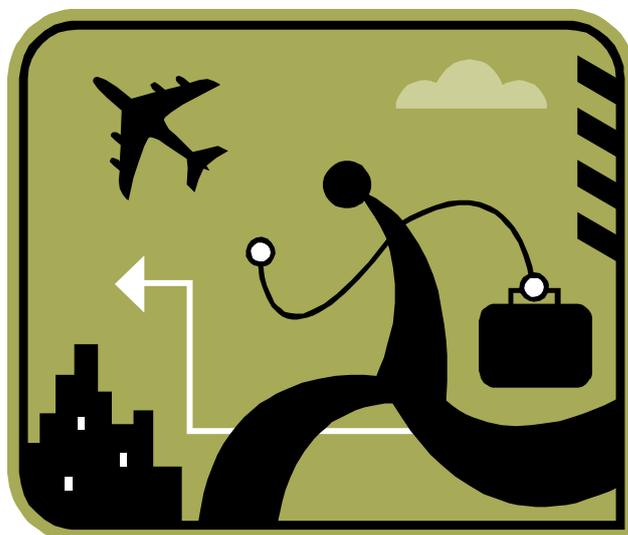


2019 年度春 Semester Community-based Learning Project 募集要項

募集期間	実施期間	開講時限
2019/2/7(木)~2/28(木) 16:30	2019 年度春 Semester	火・金 6 限 +実地調査



立命館アジア太平洋大学
アカデミック・オフィス
第 2 版
(2019 年 2 月 14 日)

Community-based Learning Project とは

Community-based Learning Project は、アジア太平洋学部が大分県内で実施する観光学分野における地域振興を学ぶ授業です。地域振興について、実習地ごとの取り組みを体験しながら観察調査ならびにインタビューを行い、講義においては、ゲストレクチャーや担当教員から地域振興について体系的に学び、実習においては、複数の実習地で異なった取り組みについて体験的に学習することで、一つの事例に基づく理解ではなく、地域振興の現状について包括的に理解することができます。

【プログラム概要】

Community-based Learning Project	
担当教員	四本幸夫 教授 VAFADARI M. Kazem 准教授
実習地	大分県(別府市内成地区、由布市、国東市、宇佐市)
科目名	特殊講義(APS 専門教育科目)
単位数	4 ※セメスターの履修登録上限単位数に含む。
開講言語	日本語/英語
時限	春セメスター 火・金 6限 +実習
対象学生	3~8 セメスターの学生(2019 年度春セメスター時点)
登録時期	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年度春セメスター科目として登録されます。(履修登録は、A 期間前に受講者に代わって大学が行います。正しく登録されているか各自で確認してください。)
主な活動	<p>[別府市内成地区]※セメスターを通じて実施(一部、既定の実施日あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ロングステイ研究、ロングステイ観光に関する実地調査 ➤ 地元イベント等への参加 <p>[由布市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 観光地ブランディング <ul style="list-style-type: none"> ● 地域と協力し観光地としてのブランディング、ゾーニングに関する調査 ● 観光のための景観計画についてインタビューなどを通じた調査 <p>[国東市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 世界農業遺産観光に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ● 七島藺やしいたけ栽培、清酒醸造などに関するステークホルダー分析やインタビュー調査 <p>[宇佐市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域コミュニティ主導の地域活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> ● 地元地域主導の観光向け宿泊施設の設立やコミュニティハウスの設立、農業文化体験の創出についてのインタビューや観察調査
成績評価	A+, A, B, C, F
プログラム費	約 9,500 円 ※別途、現地までの交通費がかかります。(約 15,000 円)
その他	定員 20 名 このプログラムは、申請して受講許可がおりている学生のみ参加可能です。演習科目や言語必修科目等が同時限に重複した場合は、当プログラムを削除します。

● 申請方法

申請期間

2019年2月7日(木)～2019年2月28日(木) 16:30

申請方法

申請期間中に以下2つのStepを行ってください。

Step 1: Community-based Learning Project のウェブページから申請サーベイへアクセスし、申請してください。

- Step 1 の完了により、選考は開始します。申請のキャンセルを希望する場合は必ずアカデミック・オフィスに申し出てください。

Step 2: 誓約書(Community-based Learning Project のウェブページよりダウンロード可能)をアカデミック・オフィス内に設置しているポストに投函してください。

【投函締め切り】 **2019年4月12日(金) 16:30**

投函する書類	注意事項
誓約書	<ul style="list-style-type: none">・ 学生署名欄は学生本人が、保証人署名欄は保証人が記入・押印します。・ 学生本人・保証人それぞれが直筆の署名・押印をした原本を提出してください。・ 印鑑は学生本人・保証人と異なるものを使用してください。(国際学生の保護者については、直筆の署名のみで構いません。(押印は必要ありません))・ 学生本人と保証人の署名が直筆でない場合や筆跡が同じと判断される場合、再提出を求めます。

選考方法

- ・ 書類審査による総合的な選考を行います。
- ・ 必要に応じて、3月1日(金)～3月5日(火)にかけて面接を行います。*その場合は、申請後に別途連絡します。
- ・ 申請者が多い場合、アジア太平洋学部所属学生を優先する場合があります。
- ・ オンラインのビデオチャットを使つての面接も対応可能です。*事前に Skype の登録が必要です。

選考結果発表

合否発表日に「あなた宛の重要なお知らせ」で通知します。

2019年3月8日(金)

参加条件

1. 経費

プログラムに要する費用

- ・ プログラム参加には規定のプログラムに要する費用を支払う必要があります。(詳しくは P.3)
- ・ 最終的なプログラムに要する費用や支払い期限は、受講者決定後 2019 年 3 月末までに決定し、Campus Terminal または APU メールを通じて通知します。
- ・ 支払い期限は、2019 年 4 月 15 日(月)です。
- ・ 支払い期限までに支払いがされない場合、支払い期限日翌日を以ってプログラムへの合格が取り消されます。なお、その場合は、受講辞退と見なして、下記「キャンセル料」に則って、キャンセル料を請求する場合があります。

2. 移動手段

- ・ 担当教員の指導の下、個人で手配をする必要があります。
※事前に徴収するプログラム費には含まれません。

3. 注意事項

プログラム受講決定後の辞退

- ・ 本学は皆さんがプログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考を行います。プログラム参加者決定後に人数の変更があった場合、プログラム自体の実施が不可能になることや、他の参加者へ追加料金が課される場合があります。従って、受講決定後の辞退は認められません。
- ・ 申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することのないよう準備を行ってください。
- ・ 選考結果発表後(プログラム受講決定後)に辞退する場合は、辞退する学生本人がキャンセル費用を支払う必要があります。その場合の成績評価は F となります。

履修科目登録における注意事項

- ・ 本プログラムの履修科目登録は履修科目登録 A 期間開始時点で、大学が自動的に行います。合格発表後の取消はできません。
- ・ 本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。プログラム合格後に問題が判明した場合も、特別な配慮等はしません。自己責任において、プログラムの応募を行ってください。
- ・ 同じ内容のプログラムに複数回参加することは認められません。申請を希望するプログラム内容が、すでに履修済みのプログラムの内容と同一かどうか不明な場合は、事前にアカデミック・オフィスにお問い合わせください。

プログラムの中止や内容の変更

- ・ 参加者の健康や安全を第一優先するため、天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、不可抗力に起因する事態が発生した場合や、最少催行人数(5 名)を満たさないなどの事情によりプログラムの中止や内容の変更を行う場合があります。プログラムの中止や内容が変更になる可能性も念頭にいた上で、無理のない履修計画を行ってください。
- ・ 受講態度や出席状況、書類や課題等の提出状況などを勘案し、受講不相当と判断された場合、選考結果発表後であっても、参加者のプログラム受講許可が取り消されることがあります。また、その場合は辞退とみなし、下記、「キャンセル料」に準じて、キャンセル料を請求する場合があります。

キャンセル料

- ・ 選考結果発表後に受講を辞退する場合、辞退する学生は、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。キャンセル料には、銀行手数料(送金手数料等)も含まれます。
- ・ 既にプログラムに要する費用を大学に納入済みの場合、キャンセル料を差し引いた差額を返金します。返金手続きは、一定時間を要します。

4. 規律事項について

下記 1~4 の項目を理解し厳守するために、本人および保証人による誓約書を提出してください。

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学オフキャンパス・プログラム(以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (3) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (4) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学および派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用(実習費・交通費等)は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 募集要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費(派遣先から本学に請求された必要経費を含む)について負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先に損害賠償を要求せず、3. (2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。

その他

・ 個人情報の取扱いについて

プログラム参加に関わる調整・手続きを進める上で、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、保険会社、大使館、領事館、外務省等)に対して個人情報を提供することがあります。提供する情報には、氏名、性別、国籍、メールアドレス、生年月日、健康に関わる情報があります。

・ 姿勢

プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。各自でプログラムの参加目的をしっかりと定めてください。なお、授業・実習やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。

問い合わせ先:

アカデミック・オフィス(B棟1階)

atfs@apu.ac.jp (担当者: 三輪)

TEL 0977-78-1101 / FAX 0977-78-1102